

和知ふれあいセンター音響設備改修工事 設計図

COA

有限会社 コア建築事務所

建築改修工事特記仕様書

11 工事概要

1. 工事場所 京都府船井郡京波町本庄ノ木1-4

2. 敷地面積 4,757.10㎡

3. 建築物概要

種名	構造	階数	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
集会棟・事務棟	RC造	2階		2,066.28	

4. その他

12 適用範囲

質疑回答書、本特記仕様書、図面、標準仕様書に示す範囲とする。

すべての設計図書は、相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。

上記の標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成19年版をいう。（以下、これを「改修標準仕様書」という。）

本書に特に記載のない事項にあつても、すべて、「改修標準仕様書」の適用を受けるものとする。

13 工事区分

設計図書による。

別契約の施工上密接に関連する工事との取合い部分が発生する場合は、別紙工事区分表による。

14 工事仕様

1. 設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「改修標準仕様書」のほか別記の適用基準による。

2. 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

3. 特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。

●印と○印の付いた場合は、共に適用する。●印が抹消された場合は、●印のもののみ適用する。

4. 項目及び特記事項に記載の（ ）内表示番号は「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																								
1 一般共通事項	① 適用基準等	●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成19年版） ○建築工事標準仕様書詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成17年版） ○敷地調査共通仕様書 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成11年版） ○建築設計基準 建設大臣官房官庁営繕部監修（平成10年版） ●公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成19年版） ○木造建築工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成16年版） ●公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成19年版） ●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成19年版）																								
	② 現場代理人	*本工事の施工にあたり、請負契約書に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。																								
	③ 建設機械	*「排ガス対策型建設機械」又は「排ガス浄化装置」を装着したものと及び「低騒音型、低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用すること。（詳細は現場説明事項参照）																								
	④ 工事工程報告	*月報は毎月20日までに、25日までに提出する。 *日報は監督職員の指示による。 *週報は毎週（ ）曜日に提出する。																								
	⑤ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	*適用する。																								
	6 施工体制台帳等の作成・提出 (1.1.5)	*請負者は、請負金額3千万円以上（建築一式工事については4千5百万円以上）の工事について、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 *請負者は、工事完成時に、建退共通実績報告書を提出しなければならない。																								
	⑦ 施工図等の取扱い (1.2.3)	*施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。																								
	⑧ 工事写真 (1.2.4)	*工事写真の撮り方（改訂2版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 *下記のものに監督職員に提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位（お1枚につき）</th> <th>分類・規格</th> <th>原画の大きさ（mm）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>*1 ○</td> <td>*カラーサービス版 ■24×36以上</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>*1 ○</td> <td>*カラーサービス版 ■24×36以上</td> </tr> <tr> <td>完成後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内観（3）箇所</td> <td></td> <td>*カラーサービス版 ■24×36以上</td> </tr> <tr> <td>外観（ ）箇所</td> <td>*2</td> <td>*カラーサービス版 ■60×70以上</td> </tr> <tr> <td>時（ ）箇所</td> <td></td> <td>*カラーサービス版 ■24×36以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○カラーサービス版半切 ■60×70以上</td> </tr> </tbody> </table>	部位（お1枚につき）	分類・規格	原画の大きさ（mm）	着工前	*1 ○	*カラーサービス版 ■24×36以上	工事中	*1 ○	*カラーサービス版 ■24×36以上	完成後			内観（3）箇所		*カラーサービス版 ■24×36以上	外観（ ）箇所	*2	*カラーサービス版 ■60×70以上	時（ ）箇所		*カラーサービス版 ■24×36以上			○カラーサービス版半切 ■60×70以上
	部位（お1枚につき）	分類・規格	原画の大きさ（mm）																							
	着工前	*1 ○	*カラーサービス版 ■24×36以上																							
工事中	*1 ○	*カラーサービス版 ■24×36以上																								
完成後																										
内観（3）箇所		*カラーサービス版 ■24×36以上																								
外観（ ）箇所	*2	*カラーサービス版 ■60×70以上																								
時（ ）箇所		*カラーサービス版 ■24×36以上																								
		○カラーサービス版半切 ■60×70以上																								
⑨ 施工条件 (1.3.5)	* ふれあいセンター使用時には工事実施を制限する。（第1回打合せ時に確認する）																									
⑩ 発生材の処理等 (1.3.8)	○引渡しを要するもの（ ） ○現場において再利用を図るもの、再生資源化を図るもの。（ ） ○指定副産物の搬出 ○アスファルトコンクリート塊 ○セメントコンクリート塊 ○建設発生木材 ○指定副産物の処分地 ○指定処分（か）種類：柳屋誠南丹リサイクルセンター（南丹市日吉町志和資） ○自由処分（最寄りの再生資源化施設へ搬出すること）																									

特記事項

●指定副産物以外の搬出
*除外搬出音切処理
○特別管理産業廃棄物の処理（東京都環境保全公社 環境環境保全センター）
*産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正処理を行うこと
*産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。

処理計画書等の提出
*再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施報告書 を提出する
*建設発生土及び建設副産物処理計画書、建設発生土及び建設副産物処理報告書 を提出する

*工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令に従い車両前面への表示及び書面の備え付けを行うこと。
法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第6条第1項第1号

*産業廃棄物税について
(1) 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物条例」に基づき導入された産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分場に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。
(2) また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。
(3) なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

○「非飛散性7mm」未満の飛散防止に関する技術指針に係る留意事項について
(1) 非飛散性7mm未満の飛散物に含まれる7mm以下の飛散を防止するため、処理の過程において当該飛散物の破砕、切断等は行わないこと。ただし、以下の場合はこの限りでない。
ア 当該飛散物の搬送が原型のままでは著しく困難な場合に、湿潤化等7mm未満の飛散物に付いた飛散防止剤を塗布した上で、当該搬送に必要な限度において行う切断等（なお、当該切断に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性7mm未満の飛散物については、袋詰めを行うこと。）
イ 当該飛散物の密着処理を行うに当たり、屋外へ7mm未満の飛散しないよう措置を講じた上で、当該密着処理に必要な限度において屋内で行う破砕等
ウ 最終処分場において独自に受入条件が定められている場合において、当該条件に合致させるために必要な限度で屋外へ7mm未満の飛散しないよう措置を講じた上で、屋内で行う破砕等（なお、当該破砕等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性7mm未満の飛散物については、袋詰めを行うこと。）
(2) 排出事業者（請負業者）は非飛散性7mm未満の飛散物の処理を委託する際には、委託契約書に非飛散性7mm未満の飛散物であることを明記するとともに、産業廃棄物管理票の交付に当たっては、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性7mm未満」であることを記載し、他の産業廃棄物と区分して搬出すること。

① 完成図 (1.8.2)

*作成する（提出部数 *2部 ○部）詳細は監督職員の指示による。
*原因図については、PDFファイル（マルチファイル）に変換し、CD-ROMに保存して提出すること。
*CADデータを提出すること。

② 保全に関する資料 (1.8.3)

*作成する（提出部数 *2部 ○部）詳細は監督職員の指示による。
建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」及び「建築物保全業務共通仕様書」を参考に作成すること。

2 仮設工事

1 足場その他 (2.2.1)

*労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
外部足場
○A種 ○B種 ○C種 ○D種 (表2.2.1)
防護シート等
○防音パネル ○防音シート ○養生シート ○ネット及び養生シート
○A種 *B種 ○C種 ○D種 ○E種 (表2.2.2)

○枠組足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」の「手すり先行工法による足場の設置基準」の手すり先行工法により組み立てられた足場であつて、かつ（動きやすい安心感のある足場）とし、（○2段手すり ○巾木 ○メッシュシート張りなど）を設置する。

② 既存部分の養生 (2.3.1)

既存部分の養生 *行う（*ビニールシート ○巾木[12×ヒビ-巾木]）
○行わない
既存家具等の養生 ●行う（●ビニールシート ○ ）
○行わない
既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管 ●行う ○行わない
養生の方法 ○取り外しの上清掃
保管場所 ●室内にてカバー掛の上、適切保管
家具の移動 ○行う ○行わない

③ 工事用水

構内既存の施設 ○利用できない ●利用できる（●有償 ○無償）

④ 工事用電力

構内既存の施設 ○利用できない ●利用できる（●有償 ○無償）【動力除く】

⑤ 仮囲い等

*図示 ○

電気設備工事特記仕様書

1 工事科目

●印をついたものを適用し、各一式とする。

工事科目	建物名称	集会棟・事務棟	
電灯設備		○	○
動力設備		○	○
雷保護設備		○	○
受変電設備		○	○
電力貯蔵設備		○	○
発電設備		○	○
構内情報通信線設備		○	○
構内交換設備		○	○
情報表示設備		○	○
映像・音響設備		●	○
拡声設備		○	○
誘導支援設備		○	○
テレビ共同受信設備		○	○
監視カメラ設備		○	○
駐車場管制設備		○	○
防犯・入室管理設備		○	○
自動火災報知設備		○	○
中央監視制御設備		○	○
医療関係設備		○	○
		○	○
構内配電線路		○	○
構内通信線路		○	○
		○	○
電圧降ろし調査		○	○
撤去工事		●	○

【特記事項】

1 一般事項

1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成二十二年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成二十二年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成二十二年版」による。

2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。

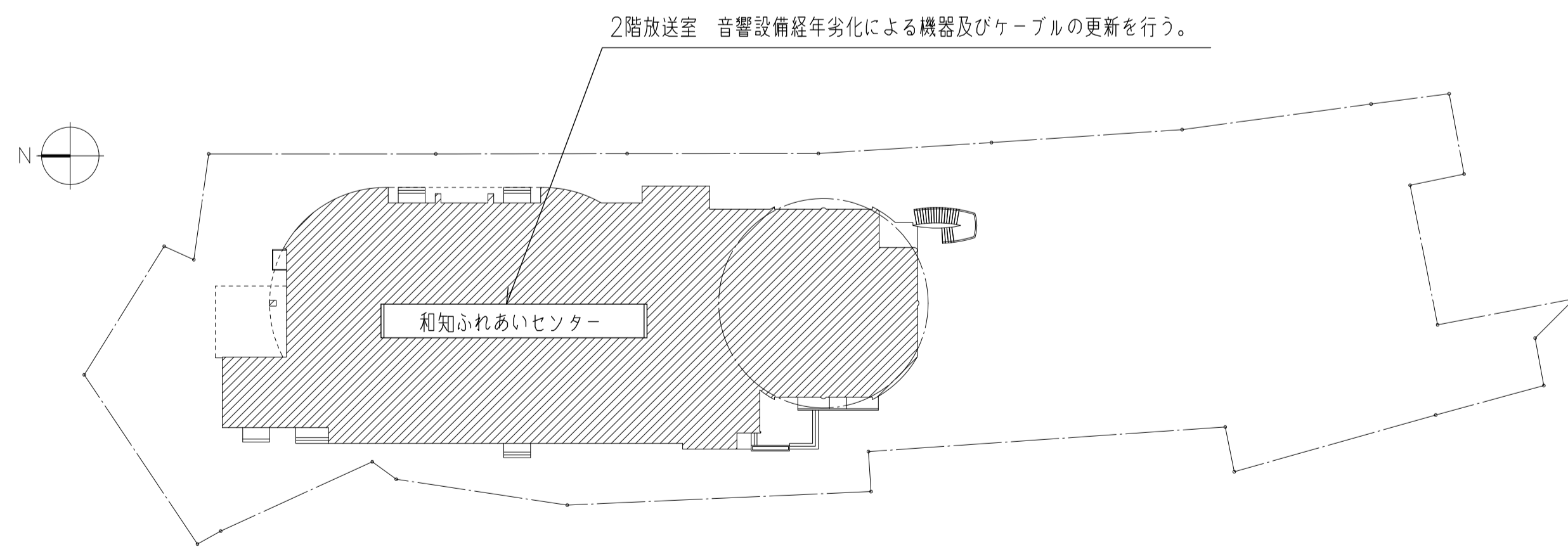
2 特記事項

項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、●印を適用する。

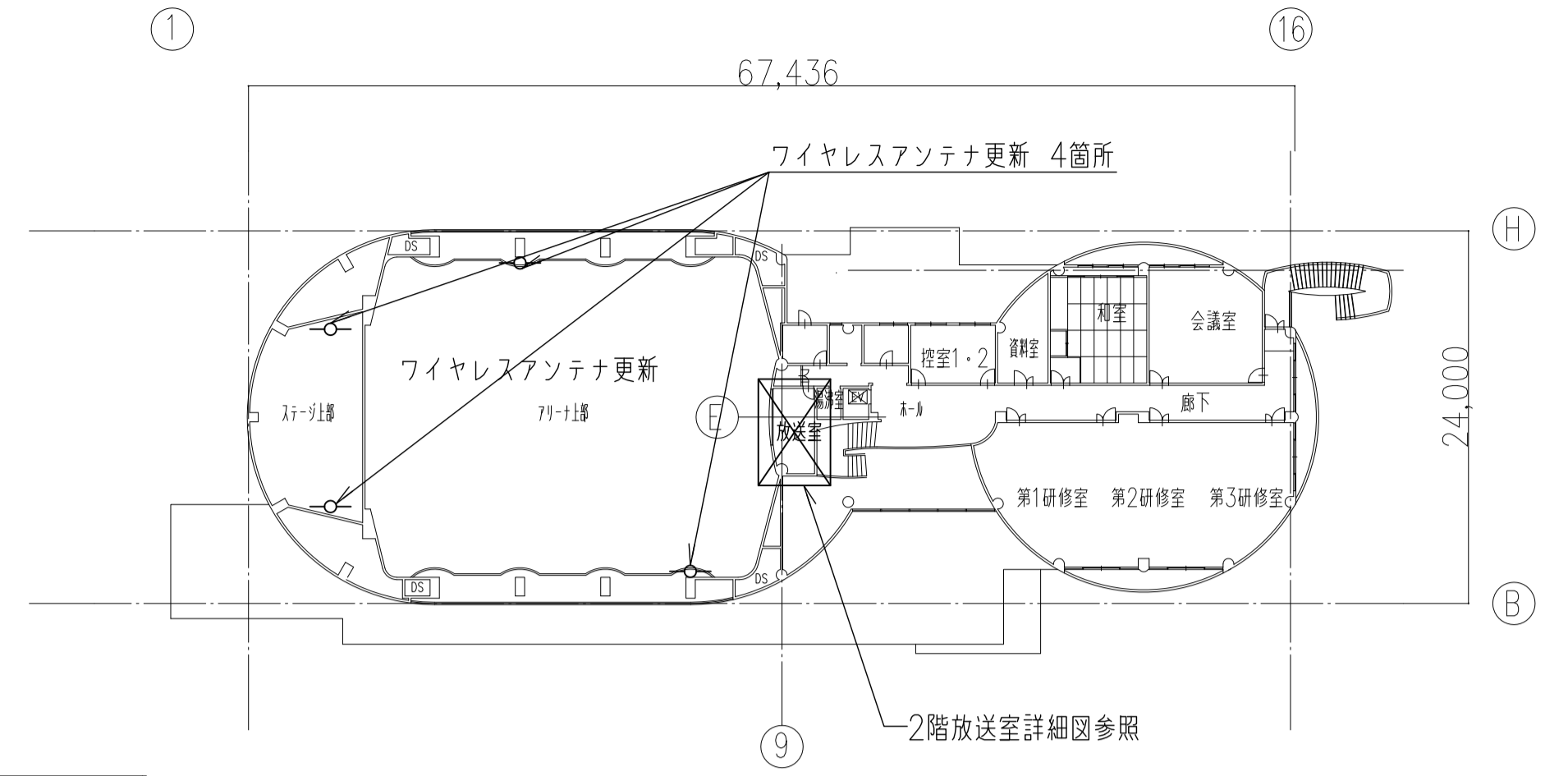
章	項目	特記事項	
1 一般共通事項	●機材の品質・性能証明	使用する機材が、（財）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価機材等評価名簿（平成22年版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2（b）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。 ただし、標準仕様書に規定される製作者・試験成績書等は除く。	
	●機器	寸法 接続 アンカーボルト	盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。 電動機への接続は、本工事とする。 アンカーボルト及びナットは、下記による。 屋外・多湿室等（*溶融亜鉛メッキ OSUS） その他（*一般品 ○ ）
	●再使用機器	取り外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上取付ける。なお照明器具等の見え掛り部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃する。	
2 映像音響設備	●その他	屋外の盤類・開閉器箱 プルボックス	*SUS ○鋼板製 *SUS ○鋼板製
	●工事範囲	○配管 ●配線 ●機器取付	
	●施工方法	○全属管配線 ●ケーブル配線 ○合成樹脂管配線	



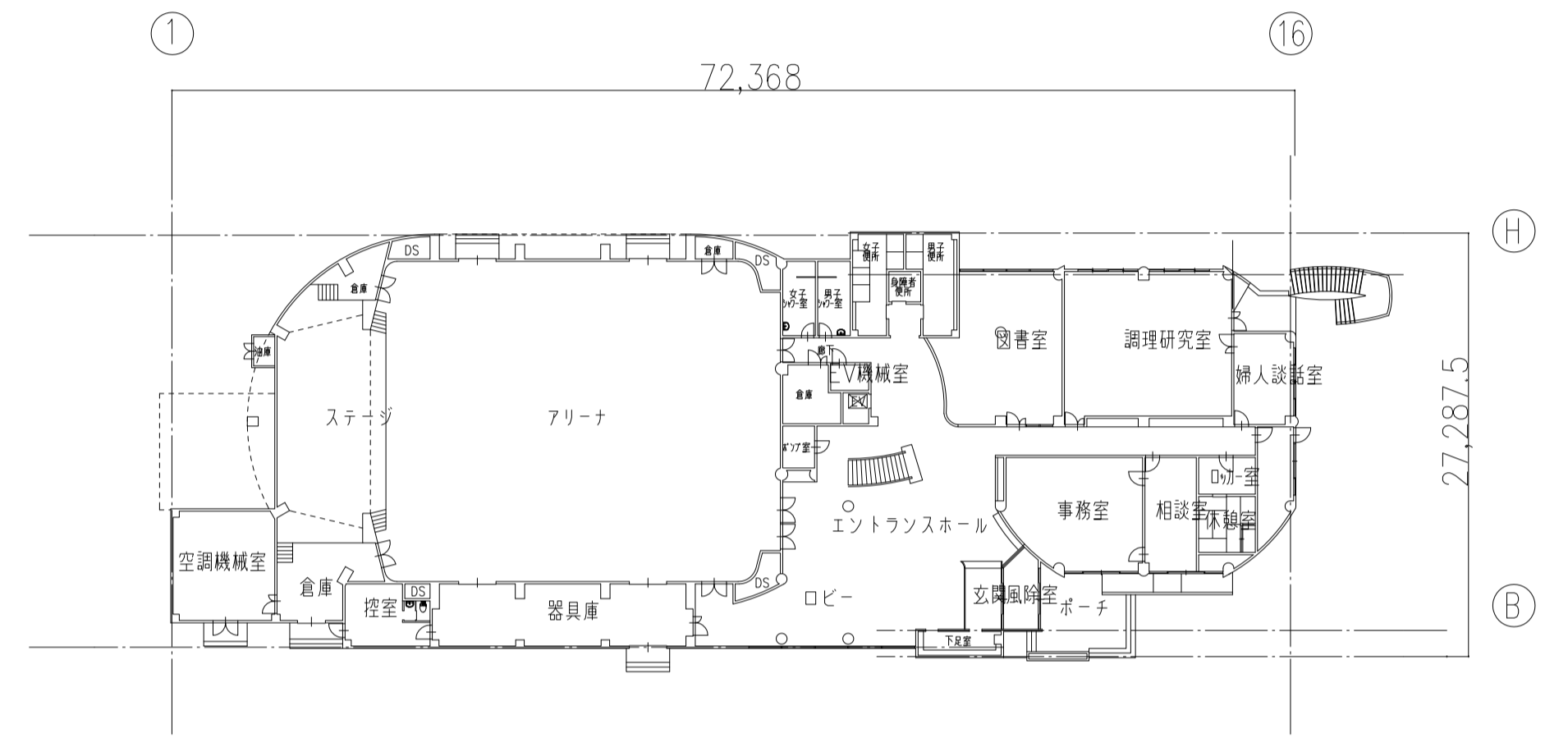
附近見取図



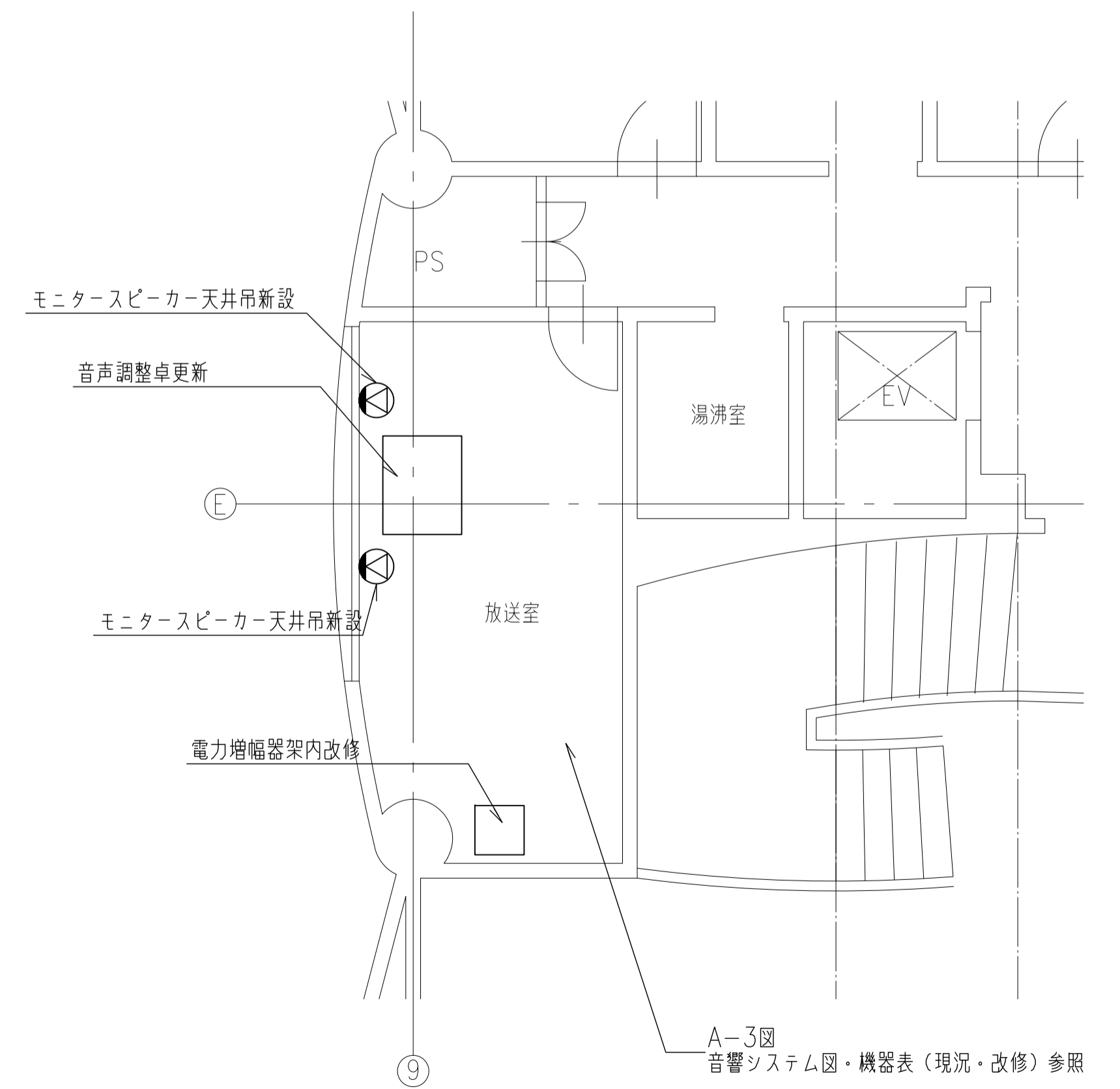
配置図 S=1:500



2階平面図 S=1:400



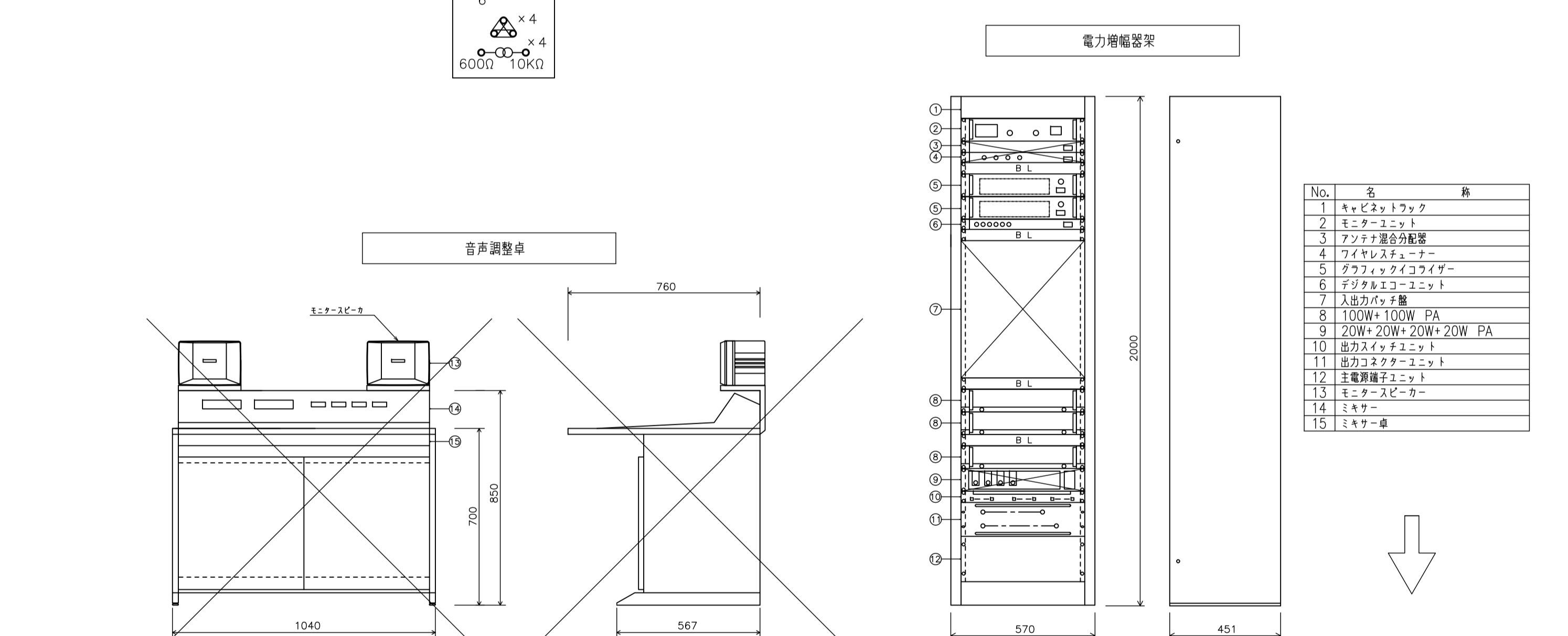
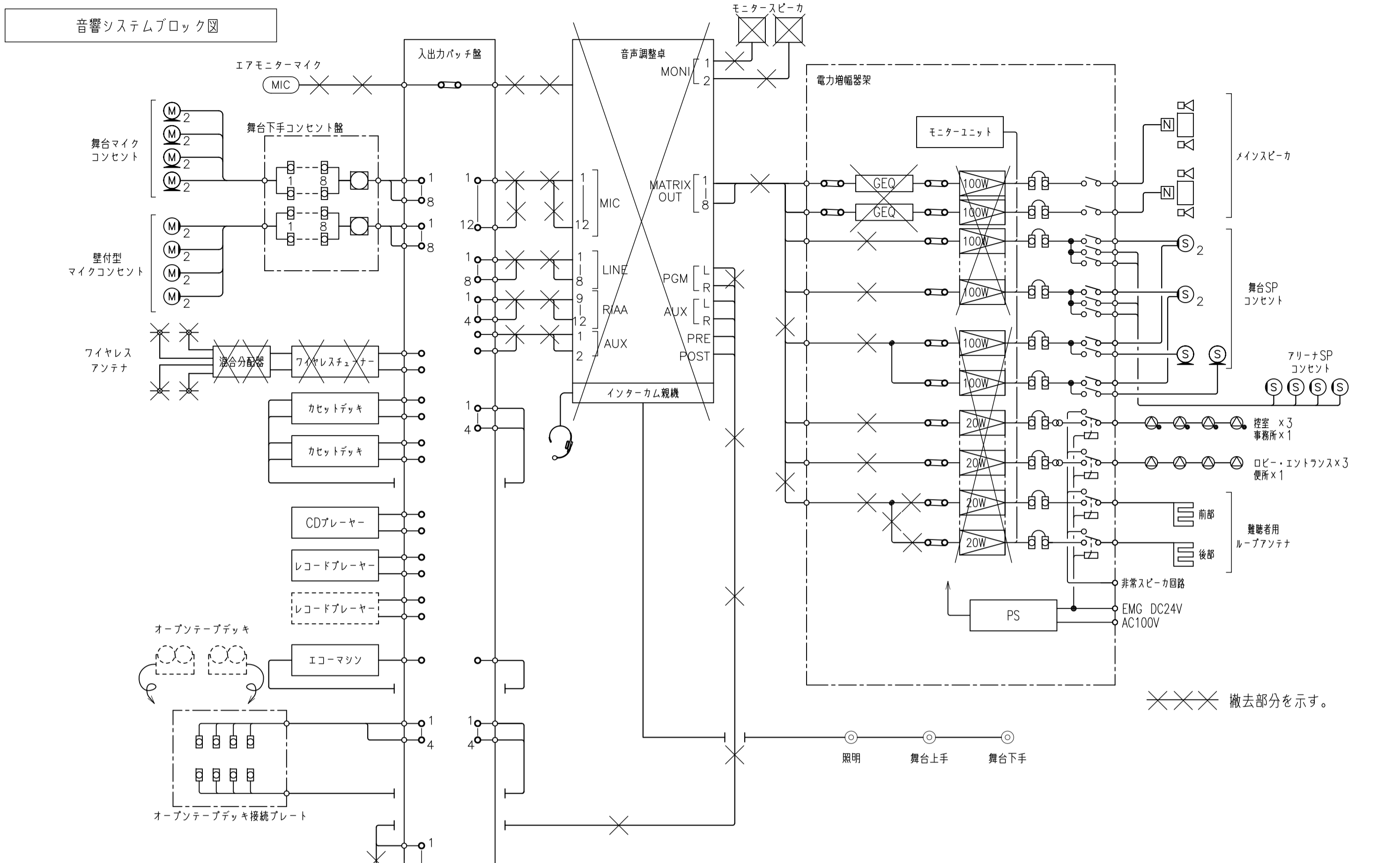
1階平面図 S=1:400



2階放送室詳細図 S=1:50

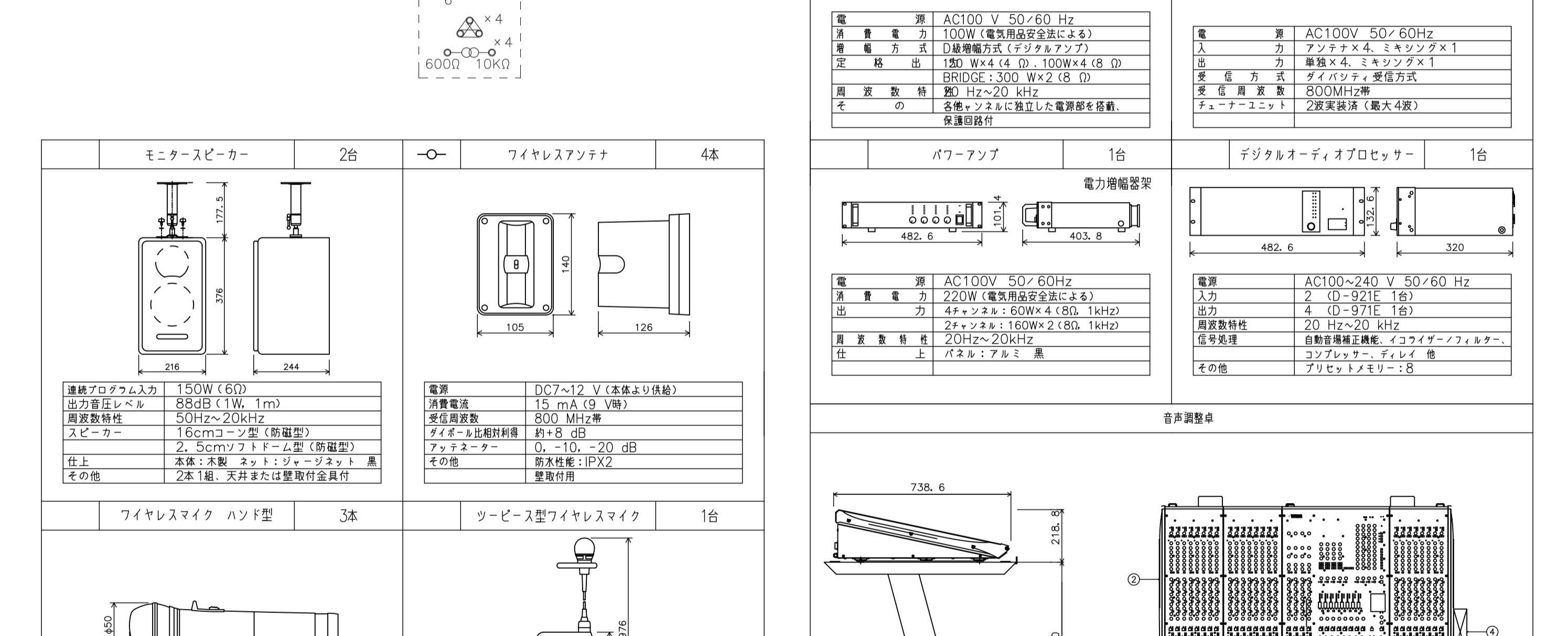
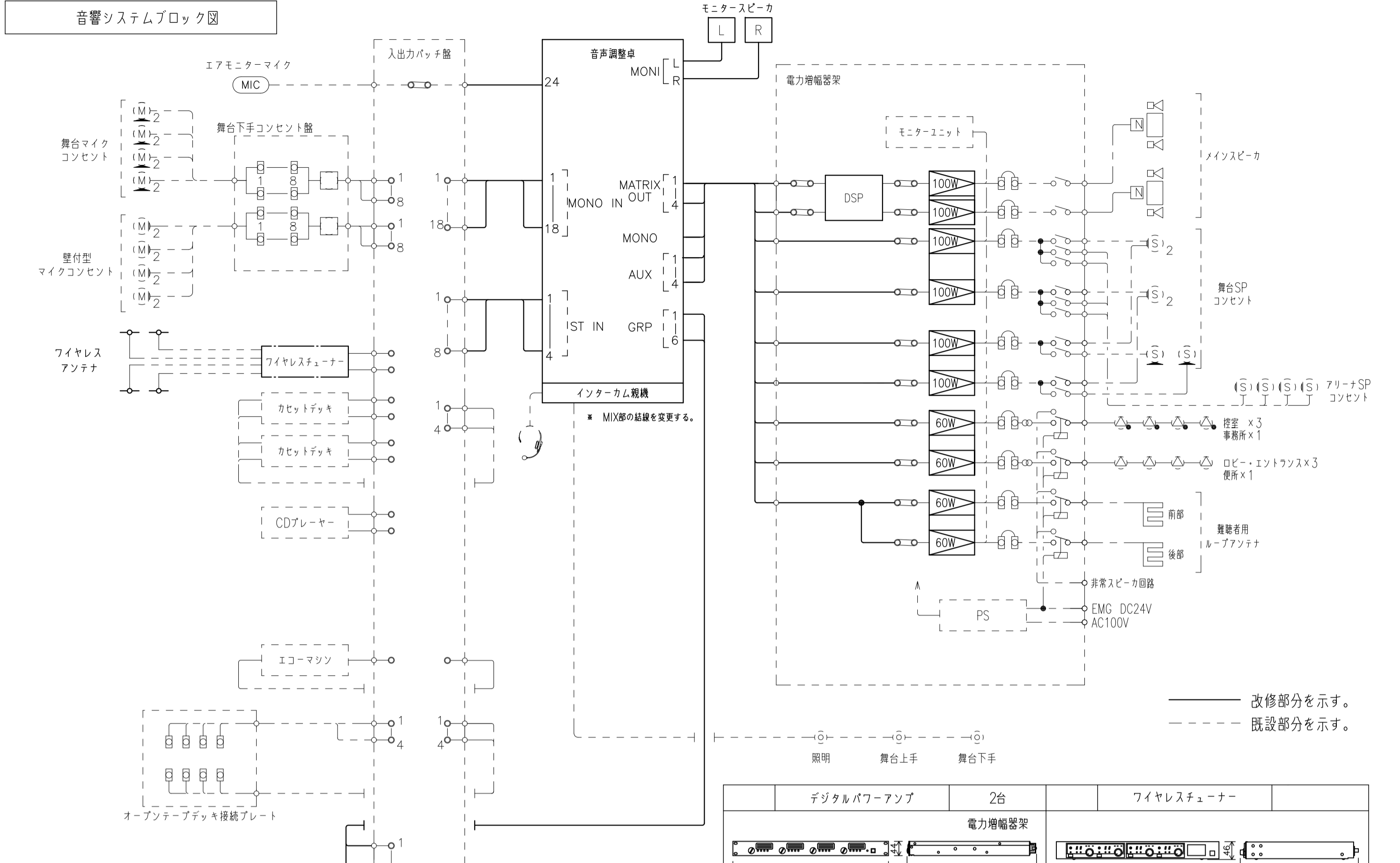
A-3図
音響システム図・機器表(現況・改修)参照

現況



項目	仕様	項目	仕様
入力回路	MIC-PHONO, MIC-LINE接続12ch AUX(1, 2), サテ(L, R, M1, M2) エフェクター×1 マトリックスOUT×8, プログラム(L, R) AUX(1, 2), MI(POST, F)	モニターユニット	100W スピーカー出力 定格0.5W 最大1W 音調 連続可動, スピークユニット・出力表示VU計付
出力回路	M2(PRE, F), モニター×2, エコー×1	アンテナ混合分配器	混合分配性能 d・B8 2入力, d・B8 4分配 通過帯域特性 200MHz ■ワイヤレスチューナー 受信周波数 200MHz帯 受信周波数 4波同時受信で2波同時受信可能
チャンネルコイファイ	高音, 低音	グッドウィックコイファイ	中心周波数 1/3オクターブ, 27素子 可変範囲 ±12dB
マスタコイファイ	10素子半SEAシステム	モニタースピーカー	フルレンジパステラフ型(防磁タイプ) 種類 12cmコーン型 使用スピーカー 50W 定格入力 70 Hz~20, 000Hz 出力音圧レベル 89dB/W(1W)
周波数特性	20 Hz~20, 000Hz	電力増幅器架	入力回路 100W 出力回路 120W
その他	フレキシブルマイク付 インカム電源部, インカム子機付	ワイヤレスマイク	送信機 100W+100W PA 入力感度 +4dB (MAX) 定格出力 100W+100W PA 20W+20W+20W+20W (8Ω)

改修



項目	仕様	項目	仕様
モニターユニット	100W スピーカー出力 定格0.5W 最大1W 音調 連続可動, スピークユニット・出力表示VU計付	デジタルエコーユニット	エコー方式 16ビットリニアPCMデジタルエコー 周波数特性 ダイレクト: 20 Hz~20 kHz エコー: 50 Hz~10 kHz
アンテナ混合分配器	混合分配性能 d・B8 2入力, d・B8 4分配 通過帯域特性 200MHz ■ワイヤレスチューナー 受信周波数 200MHz帯 受信周波数 4波同時受信で2波同時受信可能	グッドウィックコイファイ	中心周波数 1/3オクターブ, 27素子 可変範囲 ±12dB
グッドウィックコイファイ	中心周波数 1/3オクターブ, 27素子 可変範囲 ±12dB	モニタースピーカー	フルレンジパステラフ型(防磁タイプ) 種類 12cmコーン型 使用スピーカー 50W 定格入力 70 Hz~20, 000Hz 出力音圧レベル 89dB/W(1W)
モニタースピーカー	フルレンジパステラフ型(防磁タイプ) 種類 12cmコーン型 使用スピーカー 50W 定格入力 70 Hz~20, 000Hz 出力音圧レベル 89dB/W(1W)	電力増幅器架	入力回路 100W 出力回路 120W

機種名	仕様
デジタルパワーアンプ	2台 電力増幅器架 電源 AC100V 50/60 Hz 消費電力 100W (電気用品安全法による) 増幅方式 D級増幅方式(デジタルアンプ) 定格出力 180 W×4 (4 Ω), 100W×4 (8 Ω) BRIDGE: 300 W×2 (8 Ω) 周波数特性 20 Hz~20 kHz その他 各種チャンネルに独立した電源部を搭載, 保護回路付
ワイヤレスチューナー	4本 電源 AC100V 50/60Hz 消費電力 220W (電気用品安全法による) 入力 4チャンネル: 60W×4 (8Ω, 1kHz) 出力 4チャンネル: 160W×2 (8Ω, 1kHz) 周波数特性 20 Hz~20 kHz 信号処理 自動音場正統化, イコライザー/フィルター, コンプレッサー, ディレイ 他 その他 アリセットメモリー: 8
パワーアンプ	1台 電力増幅器架 電源 AC100V 50/60Hz 消費電力 220W (電気用品安全法による) 入力 4チャンネル: 60W×4 (8Ω, 1kHz) 出力 4チャンネル: 160W×2 (8Ω, 1kHz) 周波数特性 20 Hz~20 kHz 信号処理 自動音場正統化, イコライザー/フィルター, コンプレッサー, ディレイ 他 その他 アリセットメモリー: 8
デジタルオーディオプロセッサ	1台 電源 AC100~240 V 50/60 Hz 入力 2 (D-921E 1台) 出力 4 (D-921E 1台) 周波数特性 20 Hz~20 kHz 信号処理 自動音場正統化, イコライザー/フィルター, コンプレッサー, ディレイ 他 その他 アリセットメモリー: 8
音声調整卓	738.6 218.8 800 900~1500 1226.1 480 100.5 412.2